

安全対策と労災事故事例

(東部地区本部)

建設埼玉 東部地区本部

労働安全講習会

2025年11月27日(木)



目次

☐ 2020 年以降の労災事故件数と原因別件数（建設埼玉）	...	1
☐ 2024 年建設埼玉における労災事故原因の TOP3（建設埼玉）	...	2
☐ 労災事故事例：原因別（東部地区本部）	...	3～4
①墜落・転落	...	5
②転倒	...	6
③激突	...	7
④飛来・落下	...	8
⑥電動工具	...	9
⑦切れ・擦れ	...	10
⑨動作の反動・無理な動作	...	11～12
⑩その他・交通事故	...	13
☐ 項目別比較（東部地区本部）	...	14～15
☐ 建設現場の労災をなくしよう	...	16
☐ 熱中症対策の義務化		

建設埼玉における、2020年以降の労災事故件数及び原因別件数

事故原因 対象年度	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	電動工具	切れ・擦れ	踏み抜き	交通事故	倒壊・崩壊	動作の反動 無理な動作	その他	年別合計
2020年 件数	89	21	21	27	59	48	7	11	5	57	20	365
休業4日以上	(50)	(13)	(6)	(10)	(23)	(14)	(3)	(8)	(4)	(7)	(8)	死亡 0 (146)
2021年 件数	90	34	14	40	53	33	4	9	3	70	21	371
休業4日以上	(56)	(20)	(5)	(17)	(23)	(8)	(1)	(3)	(3)	(22)	(6)	死亡 1 (164)
2022年 件数	67	52	45	15	48	22	2	12	3	38	28	332
休業4日以上	(45)	(32)	(20)	(6)	(13)	(6)	(0)	(5)	(2)	(18)	(15)	死亡 1 (162)
2023年 件数	75	47	51	22	62	13	3	12	2	53	35	375
休業4日以上	(51)	(27)	(20)	(11)	(34)	(5)	(1)	(7)	(1)	(36)	(11)	死亡 1 (204)
2024年 件数	62	53	40	12	42	29	3	14	3	35	35	328
休業4日以上	(43)	(30)	(9)	(5)	(18)	(11)	(0)	(5)	(2)	(21)	(5)	死亡 0 (149)
2025年 件数	2025年については、集計前なので1月～9月までに総件数のみ											205
2020年～2024年 原因別合計	383	207	171	116	264	145	19	58	16	253	139	

2024年労災事故報告数 328件

【墜落・転落】 62件

(全体の18.9%)

○脚立・梯子から 25件

(墜落・転落の40.3%)

内訳

バランスを崩す・滑らせ	17件
梯子脚立の脚が滑る	3件
その他	5件

○足場から 11件

(墜落・転落の17.7%)

内訳

バランスを崩す	5件
脚を踏み外す	4件
その他	2件

【転倒】 53件

(全体の16.1%)

○物等に躓く 17件

(転倒の32.0%)

・材料
・段差
・基礎、ブロック

○足が滑った 14件

(転倒の26.4%)

・雨
・スロープ、斜面

○バランスを崩す 6件

(転倒の11.3%)

・何かを持って
・何かの作業をしている時

【電動工具等】 42件

(全体の12.8%)

○サンダー・グラインダー 13件

(電動工具の30.9%)

内訳	
反発	7件
粉じんが目	2件
その他	4件

○丸のこ 5件

(電動工具の11.9%)

内訳	
反発	3件

○釘打ち機 6件

(電動工具の14.2%)

内訳	
誤射	3件
材料を貫通	2件

○加工機械 6件

(電動工具の14.2%)

内訳	
誤って接触	5件

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

① 墜落・転落

【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 1. 4	11:00	一人親方労災	塗装	53	内装工事現場にて、脚立上で天井の塗装作業中に、足が滑り脚立の上（1.5M）から転落し負傷した。	墜落・転落
2	2024. 3. 4	14:00	一人親方労災	外壁工	46	内壁塗装作業の際に、6尺脚立を梯子にして使用する際に、梯子の脚がすべり止め養生の上に乗っていない状態で梯子を1.5m登ったところで梯子の脚が後方に滑り、落下し、左大腿骨上部を骨折した。	墜落・転落
3	2024. 4. 11	9:30	一人親方労災	塗装	60	作業場にて、棚に足場板をのせようとしたところバランスを崩し、高さ1.5mから転落し、右足かかとにヒビが、左足かかとを骨折し負傷した。	墜落・転落
4	2024. 4. 8	9:50	一人親方労災	建築金物	54	足場上で足場板を移動する時、誤って足場板の隙間に落ちて膝と股関節を負傷した。	墜落・転落
5	2024. 8. 17	14:30	事業所労災 事業主	内装	64	天井LS開口部の組立て作業中に、とび馬を使用していたら、バランスを崩し後ろ向きに落ちて負傷した	墜落・転落
6	2024. 8. 22	9:00	事業所労災	塗装	29	自社資材置き場にて、作業の準備のため資材（18キロ）を運ぼうと脚立に乗っていたところ、バランスを崩し落下し、左肘を打ち、骨折した	墜落・転落
7	2024. 10. 19	8:30	一人親方労災	建具	62	作業場内にて、機械の上に乗る電球交換をしていたら、足を踏み外して転落し負傷した。	墜落・転落

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

① 墜落・転落（2/2）

【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
8	2025. 3. 31	11:30	一人親方労災	板金	55	住宅新築工事現場にて、板金作業中に高さ1.5mの足場から足を踏み外し転落、負傷した。	墜落・転落
9	2025. 3. 15	19:00	一人親方労災	大工	83	現場からトラックで自宅に帰宅した際に、車から降りようとした際に、運転席から誤って転落し負傷した。	墜落・転落
10	2025. 6. 4	9:30	一人親方労災	塗装	48	リフォーム工事現場にて、外壁コーティング作業中に、2.5mの脚立からバランスを崩し落下、左足を負傷した。	墜落・転落
11	2025. 6. 10	14:10	一人親方労災	大工	58	現場にて、雨の日に2階から梯子で降りる際に、梯子が滑り、2.3mの高さから転落し負傷した。	墜落・転落
12							

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

② 転倒 【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 5. 25	9:30	一人親方労災	外構	49	現地打ち合わせで50cmのブロック塀をまたごうとしたら、足が引っかけかり転倒し負傷した	転 倒
2	2024. 6. 28	8:30	事業所労災 事業主	外構	49	資材置き場で積ん込み作業中に、荷台で足を滑らせ転倒し、腹部を打ちつけ負傷した	転 倒
3	2024. 11. 20	17:00	一人親方労災	左官	66	基礎のモルタル仕上げ作業中に、しゃがんだ状態から立ち上がろうとした時に滑って転倒した。	転 倒
4	2025. 4. 25	15:00	事業所労災	大工	56	資材置き場にて、足元にある資材に躓き転倒し負傷した。	転 倒
5							
6							
7							

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

③激突【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 3. 14	15:40	事業所労災 事業主	塗装	66	作業場にて、片付け作業中に、2.5mの脚立から足を滑らせ、踏ざんに接触し負傷した	激突
2	2024. 8. 12	14:45	一人親方労災	機械設置	51	減速機の心出し作業のためにカップリングをスライドさせようとした際に、勢いよく動くため、機械とカップリングの間に指を挟んでしまった	激突
3	2024. 11. 19	10:00	事業所労災	塗装	19	資材置き場にて、高圧洗浄機のメンテナンス中に、水圧の反動で取手が顔にぶつかり左眉を負傷した。	激突
4	2025. 2. 14	16:30	一人親方労災	配管	36	現場にて使用するベニア板を運搬し、壁に仮置きしたら、ベニア板（30枚）が倒れ、挟まってしまい負傷した。	激突
5	2025. 3. 24	14:00	一人親方労災	建具	63	建具工事において、蝶番を取付け中に、バネが固くてピンを外そうとしていたら、蝶番と建具に指を挟んで負傷した。	激突
6	2025. 8. 23	14:30	事業所労災	足場	30	事業所にて、仮設資材の積み下ろしをしていたところ、トラックのあおりに指を挟み負傷した。	激突
7	2025. 8. 26	15:00	一人親方労災	大工	45	住宅新築工事現場にて、床の道具を取ろうと振り返った際に、バッグの中に入った定規に目をぶつけて負傷した。	激突

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

④ 飛来・落下

【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 9. 17	11:30	一人親方労災	大工	53	ベランダ壁の解体中に、落下した壁に肘が接触し負傷した。	飛来・落下

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

⑥ 電動工具 【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 3. 9	13:30	事業所労災	造園	50	剪定作業中に、チェーンソーで選定した際にバランスを崩し左腕を切傷してしまった	電動工具機械
2	2024. 4. 23	15:00	一人親方労災	外壁	56	現場にて材木の加工中、丸ノコで左手指を負傷した。	電動工具機械
3	2024. 9. 28	13:00	一人親方労災	左官	75	新築住宅工事現場にて、電動のこぎりで木材を加工してたら、持ち手のバランスを崩し左手と接触し負傷した。	電動工具機械
4	2024. 12. 15	9:30	一人親方労災	型枠大工	33	倉庫新築工事現場にて、ベニア板を丸のこでカットしている時に、反発して丸のこが指に接触し負傷した。	電動工具機械
5	2025. 9. 6	13:00	一人親方労災	型枠大工	21	現場で使用する型枠を作業場で作成作業中に、ベニア板を丸ノコで加工している際に、切断中のベニア板が左手首に飛んできて、接触し負傷した。	電動工具機械

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

⑦ 切れ・擦れ 【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 2. 15	15:30	一人親方労災	内装	50	内装工事現場にて、フロアタイルをカットするためにカッターを使用したところ、カッターがすべり、左手を切傷してしまった。	切れ・擦れ
2	2024. 6. 7	15:00	事業所労災	大工	20	作業場で木工作中、ノミで加工していたら手元が狂い、腰を刺してしまいすぐ病院に行った	切れ・擦れ
3	2024. 5. 14	10:00	事業所労災 事業主	防水	34	資材置き場にて、片付け作業でカッターを使用していたら、誤って右足甲を切りつけてしまい、負傷した。	切れ・擦れ
4	2024. 8. 2	10:30	事業所労災 事業主	設備	60	梱包材をカッターで切断していたら、誤って左中指を切ってしまい負傷した	切れ・擦れ
5	2024. 10. 9	13:45	一人親方労災	大工	27	住宅新築工事現場にて、ボード貼り作業中にカッターナイフの刃を交換するため折ったところ、勢いで手のひらを切ってしまった。	切れ・擦れ
6	2024. 10. 7	12:30	事業所労災	熱絶縁	32	外部ダクト設置作業中に、ビスを打ち込む際に誤って手を滑らせてしまい、右手を擦ってしまい負傷した。	切れ・擦れ
7	2024. 11. 18	14:00	一人親方労災	外構	49	ガラスの廃材作業中に、窓サッシからガラスを抜き取る際に手袋越しに誤って右手指を切ってしまった	切れ・擦れ

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

⑨ 動作の反動・無理な動作 【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 2. 16	9:00	事業所労災	木材加工	36	自社加工所において、木材を持ち上げようとして腰を痛めた	動作の反動 ・無理な動作
2	2024. 5. 27	14:00	一人親方労災	内装	34	内装作業中、約20キロの糊の缶を持ち上げたときに腰を痛めた	動作の反動 ・無理な動作
3	2024. 10. 24	17:00	一人親方労災	空調設備	33	屋上で室外機の搬出中に障害物をよけようと跨いだ際に段差に気づかず左足首をびねった。H31	動作の反動 ・無理な動作
4	2024. 10. 6	9:00	事業所労災 事業主	大工	68	作業の準備のため、資材を積み下ろした後に、激しい腰痛が発生した。	動作の反動 ・無理な動作
5							
6							

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

⑩ その他・交通事故（1/2）

【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
1	2024. 3. 1	9:00	一人親方労災	塗装	37	外壁を高圧洗浄機で洗浄中に、足を滑らせ、洗浄機の水が目に入ってしまい負傷した。	その他
2	2024. 4. 22	15:00	一人親方労災	外壁	56	現場にて材木を搬入中、材木のトゲが刺さり負傷した。	その他
3	2024. 4. 2	16:00	事業所労災	大工	53	現場にて土間を降る際に膝が伸びた状態で着地しひざを痛めた。	その他
4	2024. 8. 3	15:00	事業所労災	大工	49	屋根工事中に、全身がつってしまい、会社に戻っても体調が戻らないため救急車で病院に行った。熱中症と診断された。（熱中症）	その他
5	2024. 8. 24	15:30	事業所労災	ハウスクリーニング	65	病院内を清掃作業中に、掃除機で注射器を吸引したことに気が付かず、ホースから出ている針を足に刺してしまった	その他
6	2024. 8. 24	15:15	事業所労災 事業主	ハウスクリーニング	57	病院内を清掃作業中に、掃除機で注射器を吸引したことに気が付かず、ホースから出ている針を足に刺してしまった	その他
7	2024. 7. 18	8:30	事業所労災	現場監督	48	現場に到着し、門を開ける際に、立ちくらみになり倒れた際に門扉に後頭部をぶつけ負傷した。	その他

労災事故発生事例（2024年1～12月・2025年1～9月）

⑩ その他・交通事故（2/2）

【東部地区本部】

	発生日	発生時間	労災保険種類	職種	年齢	災害内容	災害種別
8	2024. 8. 1	14:00	事業所労災	造園	51	剪定作業中に、左手を峰に刺された	その他
9	2025. 7. 28	15:50	事業所労災 事業主	鉄筋	35	下水処理施設設備更新工事において、アンカー溶接作業中に、鉄筋を切断しようとした際に、鉄筋と鉄筋カッターに指を挟み、左中指を骨折した。	その他
10	2024. 9. 6	9:30	一人親方労災	内装	50	現場に車で向かう際に、交差点を直進中に前方車両に追突、負傷した。	交通事故

項目別比較

【東部地区本部】

① 災害原因

	墮落・転落	転倒	激突	飛来・落下崩壊・倒壊	電動工具	切れ・擦れ	踏み抜き	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他
2024年（1月～12月）	7	3	3	1	4	7		1	4	8
2025年（1月～9月）	4	1	4		1					1

③ 発生時間帯

	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	合計
2024年（1月～12月）			3	9	3	2	1	3	6	8	1	2			38
2025年（1月～9月）				1		1		1	3	3	1			1	11

石綿労災除く

④ 就労形態（労災保険種類）

	事業所労災		合計
	事業主	労働者	
2024年（1月～12月）	7	11	20
2025年（1月～9月）	1	2	8

⑤ 職種

1

	大工	現場監督	防水	建具	外壁	内装	建築塗装	鉄筋	機械設備	左官	配管	建築金物	木材加工	造園	外構	型枠	板金	足場	絶縁	合計
2024年（1月～12月）	6	1	1	1	3	2	4	6	3	2		1	1	2	3	1			1	38
2025年（1月～9月）	4			1				1	1		1					1	1	1		11

⑥ 年齢×原因

	墮落・転落	転倒	激突	飛来・落下	電動工具	切れ・擦れ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他	年齢別合計
10代			1							1
20代	1				1	2				4
30代			2		1	2		3	2	10
40代	2	2	1			1			2	8
50代	4	1	1	1	2	1	1		4	15
60代	3	1	2			1		1	1	9
70代					1					1
80代	1									1
原因別合計	11	4	7	1	5	7	1	4	9	49



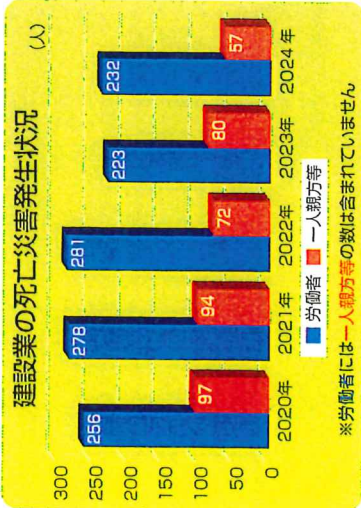
建設現場の災害をなくしましょう！

建設業の労働災害は、一人親方等^{*1}の皆さんや関係者の地道ながら積極的なご努力により、増える年もありますが、中長期的には着実に減少してきています。

とはいえ、「死亡」「災害でみる全産業の約3割」「死傷」災害でみると、一人親方の皆さんが死亡する割合も高くなっています。ちなみに、直近5年間（2020～2024）で、労災で亡くなられた建設業の労働者数は平均254人、一人親方等の数は平均80人となっています。

工事関係者による災害防止の努力は言うまでもなく、一人親方の皆さん一人一人の努力と工夫で、皆さん自身と仲間の被災を無くしましょう。

^{*1} 労働者を雇うことなく事業を営む者のほかに、中小事業主、役員、家族従業者を含む。

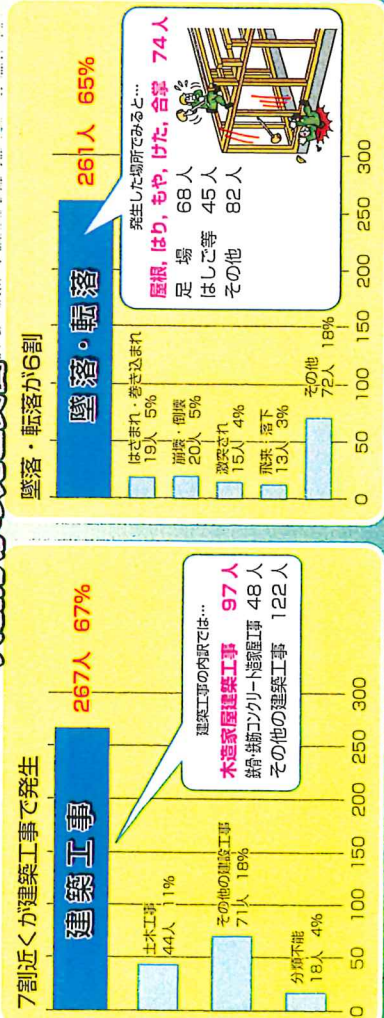


きょうもあしたも安全で健康
これが一番だね！！



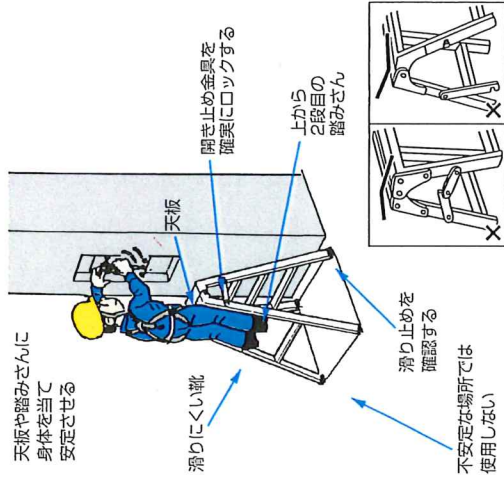
2020～2024年の5年間で400人もの一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害



墜落・転落災害を防ぐためのポイント～ここに特に気をつけよう

1 脚立を使うとき



- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足の間や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う

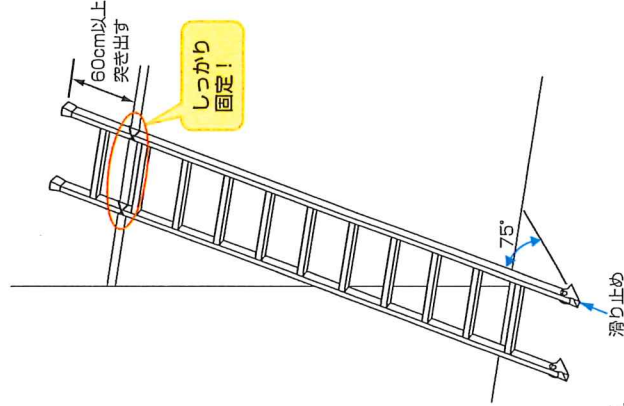
不完全な状態のままだと、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごを昇降するとき

移動はしご

【移動はしご】

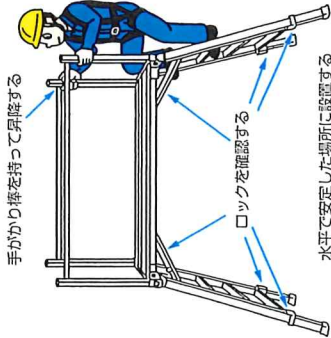
- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける



【固定はしご】

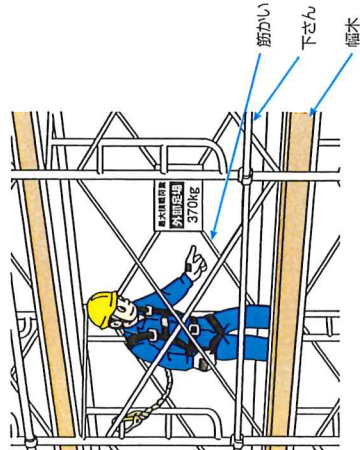
- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
 - ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
 - ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
 - ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
 - ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

3 可搬式作業台を使うとき



- ① 手がかり棒を立てて起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

4 足場上で作業するとき



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終わったら必ず元どおりに取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する
- ④ 狭い場所ではブランクネット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されました。

5 墜落制止用器具を使うとき

フルハーネス型

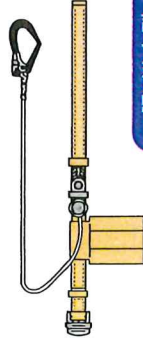


「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」を建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使う。

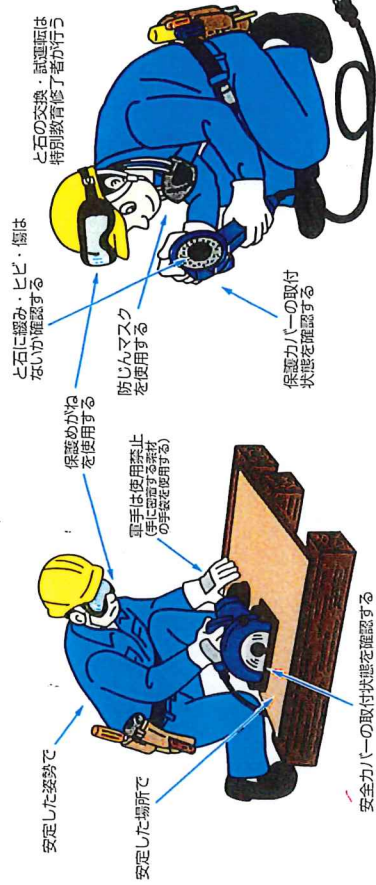
- ①取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ②安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものとする。
- ③責任者を定める等して確実に点検・保守や保管し、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

【注意】 フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。
【安全帯の規格】と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

胴ベルト型



電動工具を使うときの注意事項



グラインダー作業

石綿健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業では、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するには、特別加入団体を経由して、加入を申請します。

万が一の事故の際に確実に補償を受けられます。労災保険の特別加入を積極的に検討のうえ、ご相談は最寄りの労働局又は労働基準監督署まで

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり」をダウンロード
または、右のQRコードからアクセス!!
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousoi/040324-6.html>)

作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化について

2025年4月から、危険箇所等で作業を行う場合、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置（※）を実施することが事業者者に義務付けられています。

法令改正等の主な内容

- ・労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への作業禁止、立入等可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- ・喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- ・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- ・立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

※必要な措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に關して定められている労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、コンド安全規則で作業場所起因する危険性に対処するものについて事業者が実施する措置のこと。

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。
お問合せはメールにてお願いします。 hitorioyakata@zenkiren.com
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀ビル6階
TEL: 03-5283-1030 FAX: 03-5283-1032
URL <https://www.zenkiren.com/>



熱中症対策強化の義務化

～何をすればいいのか～

①義務化の経緯

夏の猛暑で熱中症災害が多く発生、死亡事故も過去3年で92件発生している（建設業は36件）。厚労省が事故状況を分析した結果、死亡事故のほとんど（97％）が、「初期症状の放置・対応遅れ」であった。そのため、今回、大急ぎで法改正を行った。

目的は・・・**死亡（重篤化）に至らせないための体制構築**

②義務化の内容

事業者は、

元請、関係下請事業者両方。複数の場合は、共同して1つの連絡先。

一人親方が、元請で自分のみで行っている場合は、対象外。⇒法律は「事業者は・・・従事する者に周知」となっています。↓

作業場所の気温が31度以上又は暑さ指数（WBGT値）28度以上の時に

現場・作業場問わず。連続1時間以上、1日4時間以上の作業を見込む時。暑さ指数計でなくとも、「熱中症予防情報サイト」や、埼玉県のLINEサービスの活用でもOK。

熱中症の自覚症状を有する人がいる、熱中症疑いの人を見つけた場合に、

①その旨の報告させる体制を整備する。 責任者への連絡体制。

②症状悪化を防止するための措置内容や手順を定める。

③上記①②を現場で従事する人に周知する。 職人さん、途中入場の方も含む。ガードマン等

③悪化防止の手順作成と周知

悪化防止の手順は、厚労省にフローチャートをそのまま使用するのも可能ですし、建設埼玉では掲示物を作成しました。それを配る・現場に掲示し説明するのも可能ですので、ご活用ください。

熱中症悪化防止では、作業中止・身体冷却は大事ですが、休ませている最中も**一人にしない**事もとても大切です。軽度の場合でも、医療機関受診や救急隊要請も視野に対応すること。今年の熱中症労災事故報告では、ほとんどの事例で救急搬送されています。

来年も暑い夏がやってきます。熱中症対策をして安全第一でお願いします。